



発行
東京都

目次

14

公 告

○令和二年定例監査（令和元年度執行分）の結果に関する報告の公表……………（東京都監査委員）…
○令和二年工事監査の結果に関する報告の公表…（同）…

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和2年定例監査（令和元年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年3月26日

東京都監査委員 山内 晃
東京都監査委員 早坂 義弘
東京都監査委員 茂垣 之雄
東京都監査委員 岩田 喜美枝
東京都監査委員 松本 正一郎

第1 監査の概要

1 監査の目的
地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に準拠して監査を実施した。

2 監査の対象
令和元年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実施している事業についても対象とした。
あわせて、令和元年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

3 監査の期間
令和2年1月7日から令和3年1月28日まで
局別の実地監査期間は、別表1のとおりである。
なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、令和2年4月から6月までの実地監査を中止した。

4 監査実施状況
今回の定例監査は、全30局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。
局別の実地監査場所は、別表2のとおりである。
なお、令和2年監査においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び感染症対策に集中的に取り組む執行体制維持の観点から、感染症対策事業を実施する部所を実地監査対象外とするなどの対応を行った。

（表1） 監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率
本庁	138	135	97.8 %
事業所	741	272	36.7 %
計	879	407	46.3 %

（注）このほか、財政援助団体4団体への実地監査を行った。

(表3) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	指摘	意見・ 要望	合計		(参考) 令和元年 合計件数
				うち 全庁重点 監査事項	うち 局別重点 監査事項	
歳入 (収入)	会計処理 (歳入)			0		1
	債権管理	1		1		4
	都税	5		5		6
	歳入 (その他)	2		2		1
	契約 (仕様・積算)	10	2	12	2	12
歳出 (支出)	契約 (履行確認)	10		10	5	8
	契約 (その他)	32		32	13	14
	会計処理 (歳出)			0		3
	補助金等			0		3
	財産管理	2	3	5		6
財産	物品管理			0		5
	情報管理			0		3
その他	システム	1		1	1	0
	その他	6	2	8	1	13
合計		69	7	76	1	79

2 主な指摘事項

政策連携団体に對して協定に基づき委託している業務について、**協定の承認がないまま団体が第三者に業務の一部を再委託している。** ※全庁重点監査事項

都市整備局

都市整備局は、都市計画公園・緑地用地の先行取得、御路事業に要する用地取得等の一部について、協定に基づき、東京都政策連携団体である公益財団法人東京都都市づくり公社に委託している。

この協定について見たところ、公社が業務の一部を第三者に再委託する場合において、局があらかじめ再委託の承認を行っていないことが認められた。

協定には都の標準契約書に示されているような再委託の事前承認に関する条項が定められていなかったことから、局に対し、協定に再委託に関する条項を適切に定めるよう求めた。

水道の維持補修等に係る緊急工事について、緊急工事の必要性が不明確である、又は認められない。 ※局別重点監査事項

水道局

水道局は、配水管等の突発的な事故対応や維持補修等を目的として、複数の事業者との間で緊急工事のための請負単価契約を締結している。また、緊急工事の単価は、その即時性等から通常の工事よりも高く設定されている。

そこで、東部第一支所及び東部第二支所における緊急工事の案件を見たところ、次のような案件が複数認められた。

- ① 工事対象となる事象が発生した場合に作成する書類において、緊急工事の理由の記載が不十分であり、また根拠資料が添付されていないことから、緊急工事の必要性が不明確である。
- ② 支所が組織決定による発注を行う前に、当該工事に係る業務が行われている。
- ③ 緊急工事としての合理的な理由が認められないにもかかわらず緊急工事が行われている。

そこで、局に対し、緊急工事に係る事務手続を適正に行うよう求めた。

企画提案方式による契約に基づく事業について、企画提案の内容と異なるにもかかわらず、その変更に係る協議過程や理由が明確になっていない。

戦略政策情報推進本部

戦略事業部は、オフピーク通勤やフラスチックごみ削減等の行動に対してデジタル通貨を発行するモデル事業を行うために、企画提案方式により委託契約を締結している。

企画提案方式とは、高度な知識や創造性が要求される業務等について、公募により事業者から提案を受け、最も適した手段・手法等を提示した事業者を選定する契約手続である。このため、原則として契約変更は認められず、企画提案書に記載がない事項については、受託者と協議し、その内容を文書化する等の処理が必要である。

- ① 企画提案書で予定されていたイベントやグッズ配布等が実施されておらず、また、実施しないことについて、受託者との協議過程が不明である。
- ② デジタル通貨の付与総額や付与率を企画提案内容から変更することについて、受託者との協議過程や変更理由が不明確である。

そこで、部に対し、企画提案方式による契約に基づく事業については、企画提案内容を基本とし、やむを得ずその内容を変更する場合は、協議過程を文書等により明確にするよう求めた。

貸付資金積立金の積立目的が失われてから長期間が経過しているにもかかわらず、積立金として計上されたままになっている。

中央卸売市場

中央卸売市場会計では、就業者用住宅の建設を目的とする貸付資金積立金（令和元年度38億4,275万140円）を利益剰余金に計上しているが、平成21年度以降、当該積立金の処分は行われていない状況となっている。

そこで、当該積立金に係る事業計画について見たところ、既に当初の建設計画は廃止となり、今後も新たな計画を策定する予定はないことが認められた。

特定の目的のための積立金は、その目的が失われた場合には、速やかに未処分利益剰余金に振り替えるべきであることから、市場に対し、貸付資金積立金の処分を適切に行うよう求めた。

道路巡回点検結果において、視覚障害者誘導用ブロックの一部が途切れているという報告があったにもかかわらず、補修等の対応を行っていない。

建設局

第三建設事務所においては、道路の健全性や変状等を把握し、発見した異常について、路面の応急処置等を行う道路巡回点検を委託契約により実施している。

そこで、契約の履行状況を見たところ、道路巡回点検の結果、視覚障害者誘導用ブロックの一部が途切れているという異常が報告されていたにもかかわらず、監査日（令和2年2月17日）現在、所は補修等の対応を行っていないことが認められた。また、異常報告があった場合の対応方法について、明確に定められていなかった。

そこで、所に対し、道路巡回点検結果において発見された異常について、適切に対応する仕組みを構築するよう求めた。

災害時支援ボランティアについて、更新手続等がされていない者やボランティアの講習や訓練を受けていない者が多数認められた。

東京消防庁

東京消防庁は、大規模災害発生時において、消防活動に自ら進んで無償で支援する意思のある者を東京消防庁災害時支援ボランティアとして登録し、育成等を行っている。

そこで、当該ボランティア登録者の更新状況等を見たところ、多くの消防署において、登録証の有効期限が満了したにもかかわらず更新又は返納の手続がなされていない者、ボランティアの講習・訓練等の活動実績がない者が多数認められた。

これらの状況は、大規模災害発生時に備え、地域特性に応じた防災体制強化を図るといふボランティア制度の実効性の担保を阻害する要因となっているため、庁に対し、現況を調査するとともに、各消防署を適切に指導するよう求めた。

都営地下鉄駅構内の防災設備について、繰り返し点検で不具合が指摘されているにもかかわらず、修繕等の対応を行っていない。

交通局

交通局は、都営浅草線ほか4路線における防火戸・防火シャッター等の防災設備等の定期点検を行うため、委託契約を締結している。

そこで、令和元年11月に実施された都営地下鉄駅構内における防災設備の点検結果を見たところ、修繕等を要すると評価された箇所が369件あるにもかかわらず、監査日(令和2年9月29日)現在、353件が修繕されていない状況であった。この中には、正常に動作せず、安全及び駅利用に影響を及ぼす恐れのあるもの、あるいは補修や修繕等を緊急に要するものが186件、うち過去3回の点検にわたって修繕がなされていない箇所68件が含まれていた。

そこで、局に対し、当該防災設備を直ちに修繕するとともに、今後このような対応の遅延が起らないよう、防災設備の維持管理を適切に行うことを求めた。

第3 全庁重点監査事項

「東京都政策連携団体に対するガバナンス」

1 監査の背景と目的

平成31年4月1日から、都は、従来の「東京都監理団体」の基準・名称等の見直しを行い、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体を「東京都政策連携団体」と位置付けた。

政策連携団体は、近年、現場における都民サービスの提供主体として、その役割や存在感が増しているが、今後は、「都庁グループ」の一員として、都の政策形成や施策展開にその専門性を還元させていくなど、これまで以上に活躍が期待されると同時に、公的サービスの担い手として、同種同規模の企業や団体が一般に求められる水準より高度なコンプライアンスや説明責任が求められることとなった。

そのため都は、政策連携団体を育成・活用していくとともに、政策連携団体における一層公正な事業運営や政策連携団体に対するガバナンス確保に向けた更なる取組を推進していく必要がある。

一方で、平成31年2月に総務局が実施した特別監察の結果、一部の政策連携団体において、受注者との不適切な関係や書類の改ざんなどが発覚し、団体の内部統制やコンプライアンスに対する意識の低さと団体に対する所管局のガバナンスが不十分であったことが明らかとなった。政策連携団体に対する所管局のガバナンスに関しては、定例監査や財政援助団体等監査において、これまで度々改善を要する事項を報告してきたところである。

そこで、本監査では、政策連携団体制度を所管する総務局行政改革推進部が作成した東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱(平成31年3月19日付30総行革監第91号知事決定)、東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準(平成31年3月19日付30総行革監第93号知事決定)等の各種規程を踏まえ、

- ・ 団体に対する出せん金額の精査は適切に行われているか
- ・ 団体と特命随意契約を締結する理由は妥当かつ明確か
- ・ 団体との委託契約について、仕様書と履行報告の内容は適合しているか
- ・ 団体が都からの受託業務を再委託する場合に適切な手続が取られているかなどの着眼点から、各局による団体への指導監督状況等について検証を行った。

本監査では、各局が特命理由の妥当性の検証や契約の見直しを行っていることなどを確認したが、政策連携団体に特命で業務を委託する場合は、本当に他の事業者には委託ができないのか、不断の見直しに努めるなど、慎重かつ厳正な運用が求められる。

また、都では契約に基づき事業に必要な資金を政策連携団体に出えんした上で、団体が当該出えん金により造成した基金を通じて行う事業（以下「出えん金事業」という。）が広く行われている。こうした事業は、都が実施要綱等、事業のスキームを構築し、政策連携団体が事業執行のみを担う形で実施されている。

本監査では、出えん金事業について、各局が執行状況等のチェックを適宜行っていることを確認したが、上記の実態を踏まえれば、今後も各局において、出えん金の財務会計法規上の管理を行うだけでなく、団体の事業運営に対して、政策目的が達成されるよう適切に指導監督を行う必要がある。

「都庁グループ」全体の機能強化に向けては、所管局が政策連携団体に対する更なるガバナンスを発揮することはもとより、まず団体自らが、内部統制体制の改善・強化に向けた取組に注力していくことが重要である。

本監査では、政策連携団体に対して局がどのような指導監督を行っているかを見てきたが、この結果を踏まえ、今後は財政援助団体等監査において、政策連携団体のコロナウイルス感染症対策の更なる強化や、「新しい日常」の実現に向けた戦略的取組を進めているが、これらの事業の中には、政策連携団体を通して実施されるものも少なくない。こうした団体を通じた都の事業が適切に実施されているかについても、今後の財政援助団体等監査において検証していく。

第4 局別重点監査事項

1 監査の背景と目的

各局では、それぞれの分掌に応じた局独自の事業を展開しており、これらの事業は多岐にわたっている。これらの事業執行上のリスクは、事業ごとに異なるため、適切に見極めることが肝要である。

このため、本監査においては、監査対象局の事業の特性、社会経済状況等を考慮した上で、「局別重点監査事項」を設定し、監査を行った。

局別重点監査事項の設定に当たっては、

- ① 局における重要な事業
- ② 都民の関心の高い事業
- ③ 過去の監査において指摘が繰り返されている事業

などから、時宜に合うものを選定した。

2 監査の結果

監査の結果、表6のとおり、7局に対し、21件の指摘、3件の意見・要望を行った。結果の概要は、表7のとおりである。

(表6) 局別指摘及び意見要望件数

No.	局名	指摘	意見・要望
1	都民安全推進本部		1
2	総務局	1	
3	生活文化局	1	
4	中央卸売市場	4	1
5	交通局	1	1
6	水道局	12	
7	下水道局	2	
	合計	21	3

(表7) 局別重点監査事項及び選定理由・着眼点・結果の概要

No. 1	都民安全推進本部	高齢者と子供、外国人に対する交通安全対策
<p>【選定理由】 交通事故発生件数に占める高齢者の事故割合は増えており、とりわけ高齢ドライバーによる事故が大きな社会問題になっている。 このため、高齢者に対する交通安全対策とともに、同じく交通弱者である子供のほか、外国人に対する交通安全対策について、監査を行った。</p>		
<p>【着眼点】 ① 高齢ドライバーへの普及啓発等は適切かつ効果的に行われているか ② 子供や地域での交通安全教育は適切かつ効果的に行われているか ③ 外国人に対する交通安全教育は適切かつ効果的に行われているか</p>		
<p>【結果の概要】 監査を行った結果、本部は高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金事業や参加・体験型の交通安全教育事業を実施するなど、高齢者と子供、外国人に対する交通安全対策を実施していることを確認した。 しかしながら、別項意見・要望事項のとおり、外国人向け交通安全教育動画の活用について、一部に不十分な状況が認められたため、検討を求めた。</p>		
No. 2	戦略政策情報推進本部	情報システム基盤等の整備及び保守、運用管理
<p>【選定理由】 都は、少子高齢社会に対応する業務遂行の一環として、テレワーク等の働き方改革を実施しており、TAIMS（注）端末は、都庁内だけではなく、自宅や出張先などで使用されている。 このため、この管理運営が適切かつ効果的に行われているかを検証した。</p>		
<p>【着眼点】 ① TAIMS端末の配備が効果的かつ効率的に行われているか ② 通信環境の整備は適切に行われているか ③ 先行職場における試行状況の確認は適切に行われているか ④ 不適正利用防止やセキュリティ対策は適切に行われているか</p>		
<p>【結果の概要】 監査を行った結果、本部は、平成30年度の先行職場への新TAIMS端末の配備や令和元年度の仮想化等、システム基盤の大規模更改を行っていることを確認した。また、令和4年までこの更改が続くことから、端末の効果的かつ効率的な配備やテレワーク等の働き方改革に対応する通信環境の整備、「強靱性向上モデル（総務省提唱）」に適合するセキュリティ確保等がなされていることを確認した。</p>		

(注) Tokyo Advanced Information Management System の略。都の共通基盤システムの一つであり、電子メール、掲示板、インターネット接続等の機能を有する。

No. 3 総務局 オリンピック憲章の精神の実現に向けた人権尊重に資する施策の推進

【選定理由】
社会情勢の変化等に伴い、「性自認及び性的指向を理由とする不当な差別」「本邦外出身者に対する差別的言動」「災害に伴う人権問題」「インターネットによる人権侵害」など人権問題は多様化するともに新しい人権課題が顕在化し、都民の関心も高まっている。
都では、平成31年4月1日、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の実現を旨とする指針（平成30年東京都条例第93号）が全面施行された。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催控え、条例に基づき人権尊重理念の啓発、教育等の施策を展開するとともに、人権課題への理解・関心の向上につながる積極的な取組の実施など人権施策を総合的に推進することで、オリンピック憲章にうたわれる理念が広く都民に浸透した都市の実現が求められている。
このため、オリンピック憲章の精神の実現に向けた人権尊重に資する施策の推進について、監査を行った。

- 【着眼点】**
① 様々な人権課題を解決するために、人権施策を総合的に推進しているか
② 啓発、教育等に係る取組や広報手法について、創意工夫をしているか
③ 人権啓発拠点として「東京都人権プラザ」の機能を強化しているか

【結果の概要】
監査を行った結果、局は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別や、本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた施策及び普及啓発について、ヒューマンライツ・フェスタ事業などの参加者ニーズや要望等を踏まえた事業を検討・実施しているほか、「東京都人権プラザ」において、人権の理解を促すための講演・講座・研修事業や展示見学などを行っており、人権尊重に資する施策を総合的に推進していることを確認した。
しかしながら、別項指摘事項のとおり、「ヒューマンライツ・フェスタ事業」の委託契約において、契約変更手続等を書面により行っていないものが認められた。

No. 4	新しいメディアを活用した東京都の広報戦略
<p>【選定理由】</p> <p>近年、SNSや動画など、新しいメディアによる広報が普及し、都においても、フォローユーザー増加し、再生回数が多い動画も増えてきている。</p> <p>このため、今後、新しい媒体によって都政情報を発信する機会がますます増えることが見込まれる中で、新しいメディアを活用した都の広報に係る運営、手続等が適切に行われているかを検証した。</p>	<p>【着眼点】</p> <p>① 電子媒体による広報が適切に行われているか</p> <p>② SNSと動画との連携が図られているか</p> <p>③ 新しいメディアによる広報が適切かつ効果的に行われているか</p>
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、局は、都公式ホームページ等の電子広報媒体を誰もが必要な情報にアクセスできるものとし、職員が適時に当該媒体の内容を更新できる仕様にすることで都政情報の発信・更新を適切に行うとともに、SNS等との間でリンクさせて発信することで広報の効果を高めていることを確認した。また、「東京動画」内の動画コンテンツの充実を図りつつ広報媒体に係る効果測定を行うなど、新しいメディアを活用した広報を実施していることを確認した。</p> <p>しかしながら、別項指摘事項のとおり、「東京動画」におけるサイバーセキュリティ対策において、規程に不備があり、職員が必要な研修を受けられていない状況が認められた。</p>	<p>No. 5</p> <p>オリンピック・パラリンピック準備局 共同実施事業に係る支出</p>
<p>【選定理由】</p> <p>東京 2020 大会経費パッケージ4によると都の負担は、970億円であり、都は経費削減に取り組むことが求められている。</p> <p>共同実施事業に係る支出は、大会開催が近づくにつれて、非常に大きくなってきている。</p> <p>このため、仮設等の工事関係のほか、令和元年度からは、セキュリティや輸送関係などの作業も本格化し、完了を迎えているものも想定されることから、これらの支出が東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における共同実施事業の経費支払に係る実施協定書及び年度協定書（以下「協定」という。）等に基づき、適切な負担となっているかを検証した。</p>	<p>【着眼点】</p> <p>① 管理委員会にかける各種契約に対する都側の審査は適切か</p> <p>② 協定に基づく支払は適切か</p> <p>③ 管理委員会及び作業部会は適切に運営されているか</p>
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、共同実施事業に係る経費分担について、局の担当部署及び各作業部会は、適切な支出となるよう、案件ごとに、概要説明資料、経費・負担割合等を示す個別案件整理表及び必要性・効率性・納付性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から都と組織委員会による評価を示す個別案件確認表により、都の積算基準のほか、市場価格、同業他社見積額、過去大会における類似案件の金額などを参考に審査していることを確認した。また、管理委員会及び各作業部会はそれぞれに求められている役割を果たすよう運営されており、監査を行った限りにおいて、協定に基づく負担金の支払は適切に行われていることを確認した。</p>	

No. 6	都市整備局 生産緑地
<p>【選定理由】</p> <p>平成3年の生産緑地法（昭和49年法律第68号）の改正により、生産緑地地区内にある農地（生産緑地）は、30年間の営農継続を条件に固定資産税等の税制面の優遇を受けてきた。しかしながら、令和4年には、条件期間の満了による、農地買取りの申出を区市にすることが可能となり、緑地の減少等が社会問題となっている。</p> <p>局では、「緑地確保の総合的な方針」（令和2年7月改定、以下「方針」という。）に基づき、減少傾向にある民有地の緑の保全や都市空間への緑化推進等を計画的に進めている。この中で、生産緑地については、平成30年度から「生産緑地公園補助制度」を策定し、都市計画公園・緑地の整備を目的とした生産緑地の買取り事業に対する補助金交付要綱（平成30年7月2日付29都市政令第639号。以下「要綱」という。）に基づき、区市に対し用地取得費を補助しているが、執行率は5割程度となっている。</p> <p>このため、「生産緑地公園補助制度」の取組状況等について、監査を行った。</p>	<p>【着眼点】</p> <p>① 方針の取組は、計画的に行われているか</p> <p>② 必要に応じ、補助事業対象や要件の見直し等を行っているか</p> <p>③ 補助金交付事務は、適切に行われているか</p>
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、区市が特定生産緑地（注1）の指定、生産緑地の追加指定及び貸借制度（注2）の活用を推進するよう、局が区市との会議において、その問題点の共有化を図り、解決方法を提示していることを確認した。</p> <p>局は、平成30年度及び令和元年度の「生産緑地公園補助制度」の執行率が5割程度であったことから原因分析を行い、令和2年度は、区市への要望調査の時期を早めた。この結果、令和2年度の補助金額の支出が予算額10億円となる見込みであることを確認した。また、生産緑地を有する区市に対し、各年度において1自治体1都市計画公園の申請としているが、各区市における生産緑地数等が異なることから、要件の見直し等について検討していることを確認した。</p> <p>補助金交付事務については、要綱及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に従って交付事務、検査業務等が行われていることを確認した。</p>	<p>（注1）市町村に買取り申出ができる時期が、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から10年延期される。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる制度</p> <p>（注2）災害時の防災空間及び農業体験・学習・交流活動の場を図るなどの目的で、農地所有者が生産緑地を貸借できる制度</p>

No. 7	住宅政策本部	子育て世帯向け住宅の供給促進
-------	--------	----------------

【選定理由】

都における合計特殊出生率は全国最低水準となっている。国の調査では、子を持たない理由として、約1割が「家が狭い」と回答している。また、都内では、子育て世帯が十分な面積の住宅を確保することが困難な状況にある。

本部（平成30年度末までは都市整備局）では、都営住宅への子育て世帯の入居機会の拡大を図るとともに、平成27年度から子育て支援住宅認定制度及び区市町村が行う子育て支援住宅整備費補助事業への助成を実施している。

このため、少子化という課題を踏まえ、生涯にわたる都民の豊かな住生活の実現に向けて、子育て世帯向け住宅の供給促進の取組状況について、監査を行った。

【着眼点】

- ① 子育て世帯の入居機会の拡大は適切に行われているか
- ② 子育て支援住宅認定制度の普及啓発は適切に行われているか
- ③ 区市町村に対し、適時適切な補助を実施しているか

【結果の概要】

監査を行った結果、都営住宅への子育て世帯の入居機会の拡大については、本部は、若年夫婦・子育て世帯向けの期限付き入居について、対象者にひとり親世帯を追加するとともに、入居期間を延長するなどとして入居機会の拡大を実施しており、応募倍率及び募集住戸に対する当選者数の割合が増加しているものの、その割合は若干であり、今後も広報のあり方などについて、更なる工夫の余地があるものと考えられる。

子育て支援住宅認定制度の普及啓発については、本部は、住宅事業者向けのパンフレットや一般都民向けのリーフレットの配布、制度説明会や住宅見学会の実施等により、子育て支援住宅認定制度の普及啓発を行ってきたが、令和2年度に、認定住宅の更なる供給促進に向けた手法を検討するため、制度の実態調査を行っており、調査結果を受けて、認定制度のあり方等を整理することとしていることを確認した。

区市町村が行う子育て支援住宅整備費補助事業への都の助成については、補助要領及び東京都補助金等交付規則の定めるところにより補助金が交付されていることを確認した。

また、本部では、整備費補助制度を創設している区市町村が少ないことを受け、区市町村が整備費補助を行いやすくするよう補助要領を改正したほか、令和2年度には、制度の実態調査を行っており、調査結果を受けて、補助制度のあり方等を整理することとしていることを確認した。

No. 8	環境局	自然保護条例に基づく保全地域の安全安心対策
-------	-----	-----------------------

【選定理由】

近年、国内・都内各地で台風等起因する大規模な風水害が頻発している。保全地域内においても昨年に発生した大型台風等による倒木等の被害が発生している。このため、保全地域の日常的な管理において、希少種や園路の状況確認等の巡視活動をはじめ、利用者・周辺住民の安全安心対策が必要である。また災害の発生を想定した予防対策や発生時の適切な応急対応等も不可欠である。

このため、保全地域の管理において、自然環境の良好な維持や、利用者・周辺住民の安全安心対策が適切に行われているかを検証した。

【着眼点】

- ① 平常時・日常時の安全安心対策は適切・十分か
- ② 災害発生時を想定した安全安心対策は適切・十分か
- ③ ボランティアを活用した安全安心対策は適切か

【結果の概要】

監査を行った結果、保全地域の平常時・日常時の安全安心対策は、東京都が中心となり、ボランティア団体や都と協定を締結した地元自治体と連携しながら日常巡回等を行い、支障木等の危険箇所の撤去・保全等を行うとともに案内板等により注意を喚起するなどして行われていることを確認した。

また、災害発生時を想定した安全安心対策について、災害危険箇所は事前に土砂崩れ防止工事や危険木の伐採等を行うほか、ボランティア団体の緊急連絡体制を整備し事前周知を図るなどして行われていることを確認した。

ボランティアを活用した安全安心対策についても、ボランティア団体は希少種の発見や保護・育成に大きな役割を果たすほか、主に地域内の危険箇所に係る情報提供を通じ、安全安心の確保に十分に貢献していることを確認した。

No. 9 福祉保健局	災害時要配慮者対策の推進
<p>【選定理由】 局は、区市町村の災害時要配慮者（高齢者、障害者等）対策の促進のため、自治体向け指針の改定、福祉保健・防災担当者向け研修会を開催している。また、自治体が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき実施する「避難行動要支援者名簿」の作成等の支援や地域での避難支援・生活支援体制の整備費の補助をしている。 さらに、大規模災害時の緊急的な対応を行えるよう、東京都災害福祉広域支援ネットワークを構築し、平時から災害時の福祉の検討を行うなどの取組を推進している。 このため、災害時要配慮者対策の推進について、監査を行った。</p>	
<p>【着眼点】 ① 事業の制度設計は適切か ② 事業が適正かつ効率的、効果的に行われているか ③ 効果検証を行い事業運営等にフィードバックしているか</p>	
<p>【結果の概要】 監査を行った結果、局は、自治体向け指針について新型コロナウイルス感染症対策のための別冊の作成により感染症対策を充実させていることや各自治体に対する災害時要配慮者対策への理解をより深めるための研修を実施していることを確認した。 また、「避難行動要支援者名簿」の作成はおおむね終了しているものの、要支援者一人ひとりの避難支援プラン（個別計画）の作成については、要支援者が個人情報提供を希望せず、作成の同意が得られない等の課題に対する負担が大きく、補助金により区市町村への資金支援を行い地域での避難支援・生活支援体制に関する整備の推進を図っていることを確認した。 さらに、東京都災害福祉広域支援ネットワークの整備を図り、関係者間の調整に努める意見交換や訓練の実施など、大規模災害時における災害時要配慮者の保護への対応に努めることを確認した。</p>	

No. 10 中央卸売市場	各市場における場内管理
<p>【選定理由】 各市場では、安心して施設を利用するために不可欠な警備業務を行っているが、同業務については、構内事故等による施設損傷や利用者からの苦情・要望が報告されており、平成30年定例監査において、豊洲市場の事例について指摘を行っている。 このため、その他の市場における警備業務が適切に行われているか、構内事故による施設損傷等に對する対応が適切に行われているかを検証した。</p>	
<p>【着眼点】 ① 警備業務の設計は適切に行われているか ② 契約事務は適切に行われているか ③ 構内事故及び苦情等の対応は適切に行われているか</p>	
<p>【結果の概要】 各市場は、それぞれの特性に応じた警備を実施していることを確認した。 しかしながら、別項指摘事項のとおり、警備業務委託において、履行確認が適切に行われていなかったもの等が認められた。また、別項意見・要望事項のとおり、総合評価方式による警備委託契約の性能要件の確保状況の確認について検討を要するものが認められた。</p>	

No. 11 建設局

土砂災害対策事業

【選定理由】

近年、大型台風や過去に経験のない記録的な大雨等が多発しており、日本各地で大規模な土砂災害が発生している。東京都においては、土砂災害が発生する恐れのある場所が約1万5,000か所と想定されており、令和元年10月の台風19号では主に多摩地域において土砂災害被害が発生しているなど、土砂災害対策の重要度は高い。このため、土砂災害対策事業について、ソフト・ハード各対策の実施状況等を中心に監査を行った。

【着眼点】

- ① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき土砂災害警戒区域等の指定は適切に行われているか
- ② 土砂災害防止法に基づき区市町村や住民に対する支援は適切に行われているか
- ③ 砂防法（明治30年法律第29号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）に基づきハード対策について、実施方針に沿ったものとなっているか
- ④ 上記のハード対策に係る工事は適切に行われているか

【結果の概要】

監査を行った結果、局は、土砂災害防止法に基づき、都内全域で基礎調査を実施し、令和元年9月末、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を完了するとともにその内容をホームページ等により公表したことを確認した。
また、土砂災害に対し、防災意識の高い社会の構築（住民が「自らの命は自らで守る」の意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる）に向け、局は、出前講座のほか住民自らが作成するパターンプランの取組み等に対し支援を行っている。その結果、令和元年10月の台風19号発生時には、従前よりも安全に避難できた地区が見られた。
砂防法及び急傾斜地法に基づき土石流対策や急傾斜地崩壊対策といったハード対策の実施に当たり、局は、災害の危険度等を考慮して評価する「優先度評価」の考え方にに基づき、優先度の高い箇所から順次対策を講じている。また、ハード対策として行っている工事等は、国や都の基準等にとった設計・契約手続が行われていることを確認した。

No. 12 港湾局

東京港における災害対策

【選定理由】

近年、大型台風が各地に甚大な被害をもたらしている。台風時の高潮被害や地震発生時の津波による水害を防止するため、局は、防潮堤・水門等の海岸保全施設を整備し、維持管理するとともに、施設の操作をするなどの防災活動を行っている。このため、海岸保全施設の整備・維持管理、防災活動、高潮等の状況に係る都民への周知について、改善すべき点がないかを検証した。

【着眼点】

- ① 海岸保全施設の整備について、合理的な理由なく滞っているものはないか
- ② 外郭防潮堤の未整備箇所について、整備に向けて利害関係者との協議を速やかに進めているか
- ③ 陸前可能な陸前を速やかに廃止しているか
- ④ 海岸保全施設の機能を損なわないように維持管理を行っているか
- ⑤ 防災活動に当たり、水門・陸前の操作を適時に行える体制となっているか
- ⑥ 高潮の状況、高潮氾濫危険情報の周知を速やかに行える態勢となっているか

【結果の概要】

監査を行った結果、未整備箇所における関係者との協議の進展を交渉記録や協議に係る書類により確認し、海岸や水域の利用者の移転等により陸前が不要となった箇所については、陸前を廃止し、防潮堤又は内部護岸を整備していた。
海岸保全施設の維持管理について、機能に影響を及ぼすような問題はなかった。
高潮対策センサーにおける非常配備態勢、水門・陸前の操作や通信にかかわる訓練について確認した。監査日（令和2年9月24日）現在、高潮対策センサーがシステム等により収集するデータ（水位、画像）及び高潮氾濫危険情報をウェブサイトから確認できるようシステムを構築中であった。

No. 13	東京消防庁	防災行動力の向上への取組
【選定理由】	<p>庁は、防災に関心をもち、防災行動力を身につけてもらうため、「防災防災訓練の推進による都民の防災行動力の向上」として令和元年度では約5億円の事業を実施している。</p> <p>具体的には、自然災害の疑似体験等ができる都民防災教育センターの運営やVR防災体験車の整備・運営を行っている。これらの運営費は予算の約7割となっている。</p> <p>このため、防災行動力向上に向けたセンター等の運営状況について、監査を行った。</p>	
【着眼点】	<p>① センターの改修等の取組の効果は現れているか</p> <p>② 多言語対応はできているか</p> <p>③ 契約手続等は適正に行われているか</p>	
【結果の概要】	<p>庁は、都民防災教育センターの運営について、防災部長を委員長とする検討会を設置し、5年間の中期計画を作成するとともに当該計画に基づいて体験コーナー等の改修等を行っている。また、新たな訓練参加者の掘り起こしにも取り組んでいる。</p> <p>改修を含めたセンターの効果を検証するため、庁は、来館者数のはかり利用者アンケートの回答から満足度等の調査を行っており、令和元年のセンターの総利用者数は、平成30年に比べ、約4,000人増加していることを確認した。</p> <p>このほか、起震車の運用については、平成30年度から委託を開始し、その結果、1台当たりの運行回数及び利用者数はともに増加している状況となっている。</p> <p>センターの多言語対応や契約手続については、規程等に基づき実施していることを確認した。</p>	

No. 14	交通局	災害時における都営地下鉄利用者への一時保護対策
【選定理由】	<p>局は、大規模地震発生等の災害発生時に、地下鉄駅構内において、帰宅が困難となった地下鉄利用者を一時的に待機していただくこととしている。このため、局が管理する都営地下鉄全101駅に、災害対策用備蓄品（飲料水、防凍用ブランケット、簡易マット、簡易トイレ、携帯用トイレ及び簡易ライター）及び災害時応急手当用医薬品（滅菌ガーゼ、担架など）を配備している。</p> <p>都営地下鉄は1日に約280万人の利用者があり、災害により交通機関が運休した際には、都営地下鉄全駅で推定5万人の帰宅困難者の発生が見込まれることから、一斉帰宅の抑制や混乱防止などのため、地下鉄駅構内における利用者の受入態勢を整え、利用者の安全を確保する必要がある。</p> <p>このため、都営地下鉄利用者の一時保護対策が大規模災害発生時に迅速かつ有効に行えるかを検証した。</p>	
【着眼点】	<p>① 災害対策用備蓄品の管理は適切か</p> <p>② 各駅等における一時保護対策の状況は適切か</p> <p>③ 報告連絡体制は適切か</p>	
【結果の概要】	<p>監査を行った結果、局は、「交通局危機管理対策計画「震災編一」」や、各駅務管区で使用する「異常時対応マニュアル」により、災害時の報告連絡体制や帰宅困難者の対応などを具体的に定めていることを確認した。また、災害時の通信手段や停電時の電力供給手段についても整備されていることを確認した。</p> <p>しかしながら、別項指摘事項のとおり、局が駅に備蓄する災害時応急手当用医薬品の一部について、その有効期限が仕様書の条件を満たしていなかったものが認められた。また、別項意見・要望事項のとおり、都営地下鉄利用者の一時保護対策について、更なる検討の余地があったものが認められた。</p>	

No. 15	水道局	水道緊急工事
--------	-----	--------

【選定理由】

局は、配水管の損傷、漏水、水道施設付近の陥没等の事故が発生した際の修理・補修を行うため、水道緊急工事請負単価契約を締結している。
配水管等の水道施設は、災害、交通荷重、各種工事等の影響により、常に損傷や漏水の危険にさらされている。また、老朽化したものも一部残っている。
配水管等に事故が発生した場合、断水や濁水が発生し、都民生活に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、迅速かつ適切な対応が必要である。
一方、本工事は、他の工事請負単価契約より単価が高く設定されているため、単価適用の誤りにより不経済支出が生じるリスクがある。
このため、水道緊急工事が適切に行われているかを検証した。

【着眼点】

- ① 迅速かつ適切な対応が行われているか
- ② 単価の適用は適切か
- ③ 発注から支払までの事務手続は適切か

【結果の概要】

監査を行った結果、確認した限りにおいて、おおむね迅速に対応が行われ、合理的な期間内に工事の施工が行われていた。
しかしながら、別項指摘事項のとおり、一部の案件については、水道緊急工事請負単価契約を適用して工事を実施したことに合理的な理由が認められないものや、経過記録や根拠書類がなく、工事の緊急性が確認できないものなどが認められた。

No. 16	下水道局	雨水の排除
--------	------	-------

【選定理由】

局は、雨水の排除に係る施設整備を、浸水対策、再構築、合流改善等、複数の事業として実施しているが、令和元年定例監査において指摘したとおり、排水機所の設備更新の方針が定められていないなど、適切な整備計画となっていない場合も見受けられている。
このため、流域ごとに、事業横断的に雨水排除施設の整備状況について監査を行った。

【着眼点】

- ① 過去に調査・設計を行っているが、工事の実施に至っていない施設・設備の整備や更新について、必要性や妥当性は適切か
- ② 合流改善を中心として、事業は効果的に行われているか

【結果の概要】

設計及び工事 313件、管路清掃 28件について見たところ、別項指摘事項のとおり、合流改善に係る設計について、浸水対策に係る他事務所の計画や設計を考慮せずに設計し、結果としてその設計に基づく工事を発注できていない事例があった。

No. 17	教育庁	公立学校における空調設備の整備の促進
--------	-----	--------------------

【選定理由】

近年、夏の猛暑は、熱中症や脱水症状により体調を崩す都民等が増加するなど、厳しさを増している中、学校生活においても猛暑対策が生徒、職員の健康管理上の重要課題として指摘されている。また、公立学校施設は授業や課外活動での使用のほか、災害時の避難拠点として極めて重要な役割を担っており、不安を抱き避難してきた都民の体調維持のために必要な環境を整備していくことは都の重要な責務である。
このため、公立学校における空調設備の整備の促進について、監査を行った。

【着眼点】

- ① 都立学校の空調整備事業は計画どおりに進捗しているか
- ② 校舎等の大規模改修事業との連携や調整は図られているか
- ③ 公立小中学校の空調設置支援事業は計画どおり進捗しているか

【結果の概要】

監査を行った結果、庁は、都立学校における空調整備事業について、校舎等の大規模改修事業と連携を図りながら、計画のとおり遅滞なく整備を行っていることを確認した。また、公立小中学校における空調設置支援事業についても、庁は、各区市町村における空調整備計画を把握するとともに、区市町村の担当者をはじめとした関係者と連携を図りつつ着実に実施していることを確認した。

No. 18	警視庁	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた違法駐車対策
【選定理由】	<p>違法駐車は、交通渋滞を招き、緊急自動車や路線バスの通行妨害、交通事故の原因となることから、警視庁では、良好な駐車秩序を確立し、安全で快適な交通社会を実現するため、違法駐車抑止のための取組や広報啓発活動を展開するなど、違法駐車への対策を実施している。</p> <p>このため、違法駐車追放に向けて、指導取締り及び広報啓発活動等は効果的に行われているかを検証した。</p>	
【着眼点】	<p>① 違法駐車追放に向けて、指導取締り及び広報啓発活動は効果的に行われているか</p> <p>② 放置違反金の滞納整理に係る事務処理は効果的かつ効率的に行われているか</p>	
【結果の概要】	<p>監査を行った結果、庁は違法駐車対策の一環として放置車両確認事務委託契約を締結し、駐車監視員が、都内全域を巡回し放置車両の確認、放置車両確認標準の取付けを行うこととしている。</p> <p>庁は、駐車監視員が重点的に巡回する場所・時間等を示した「駐車監視員活動ガイドライン」を策定し、駐車監視員はガイドラインに基づき、巡回を行っていることを確認した。なお、本ガイドラインは、庁のホームページなどで公表されており、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会対策として、令和元年に 18 路線・地域、令和 2 年に 24 路線・地域を策定し、競技大会会場周辺の巡回を強化している。</p> <p>また、違法駐車車両排除抑止活動委託年間単価契約により、車両移動車により違法駐車抑止活動及び違法駐車車両移動業務を行っている。</p> <p>さらに、放置違反金の滞納整理に係る事務については、警視庁の所管する東京都の債権の管理に関する規程（平成 18 年警視庁訓令第 31 号）等に基づき、事務処理を行っていることを確認した。</p>	

(別表 1) 局別実地監査期間

No.	局	実地監査	補足監査
1	政策企画局	令和2年9月17日並びに10月13日及び14日	
2	都民安全推進本部	令和2年9月15日並びに10月1日及び5日	
3	戦略政策情報推進本部	令和2年9月24日並びに10月15日、19日及び20日	
4	総務局	令和2年9月14日から29日まで	
5	財務局	令和2年11月2日から6日まで	
6	主税局	令和2年2月5日から3月5日まで	令和2年9月9日及び10日
7	生活文化局	令和2年1月7日から29日まで	令和2年10月13日及び14日
8	リハビリテーション局	令和2年10月21日から11月5日まで	
9	都市整備局	令和2年9月2日から24日まで	
10	住宅政策本部	令和2年11月4日から24日まで	
11	環境局	令和2年1月28日から2月5日まで	令和2年9月23日及び24日
12	福祉保健局	令和2年2月6日及び7日並びに10月5日から23日まで	
13	病院経営本部	令和2年10月27日から29日まで	
14	産業労働局	令和2年10月1日から20日まで	
15	中央卸売市場	令和2年1月7日から27日まで	令和2年9月9日及び10日
16	建設局	令和2年2月7日から3月6日まで	令和2年9月16日及び17日
17	港務局	令和2年9月3日から24日まで	
18	会計管理局	令和2年2月17日から21日まで	令和2年9月23日及び24日
19	東京消防庁	令和2年1月10日から2月5日まで	令和2年9月16日及び17日
20	交通局	令和2年9月14日から10月7日まで	
21	水道局	令和2年1月8日から2月4日まで	令和2年9月1日及び2日
22	下水道局	令和2年1月8日から2月6日まで	令和2年9月1日及び2日
23	教庁庁	令和2年10月8日から11月9日まで	
24	警視庁	令和2年10月27日から11月5日まで	
25	選挙管理委員会事務局	令和2年10月28日及び30日	
26	人事委員会事務局	令和2年9月18日	
27	監査事務局	令和2年9月30日	
28	労働委員会事務局	令和2年10月23日	
29	収用委員会事務局	令和2年9月30日	
30	議会局	令和2年2月5日、12日及び14日	令和2年9月17日

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局	本庁の部		事業所
		総務部、政策調整部、計画部、外務部	総合推進部	
1	政策企画局	総務部、政策調整部、計画部、外務部	4	
2	都民安全推進本部	総合推進部	1	
3	戦略政策情報推進本部	戦略事業部、ICT推進部	2	
4	総務局	総務部、復興支援対策部、行政改革推進部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部	9	公文書館 1
5	財務局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	4	
6	土税局	総務部、税制部、県税部、資産税課、徴収部	5	千代山・中央・文京・台東・墨田・品川・渋谷・杉並・練馬・足立・葛飾・八王子各都税事務所、都税総合事務センター 13
7	生活文化局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	6	消費生活総合センター、計量検定所、東京ライオンズプラザ 3
8	オリンピック・パラリンピックス準備局	総務部、計画推進部、オリンピック・パラリンピックス推進部、スポーツ推進部	5	
9	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建設部、基地対策部	6	第一市街地整備事務所(六町地区整備事務所を含む。)、第二市街地整備事務所、多摩建築指導事務所 4
10	住宅政策本部	住宅企画部、都営住宅経営部	2	東部・西部各住宅建設事務所 2
11	環境局	総務部、地球環境エネルギー部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5	多摩環境事務所、産業物理立管理事務所 2
12	福祉保健局	総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部	8	府中障害センター、多摩障害福祉センター 2

No.	局	本庁の部		事業所
		経営企画部、サービス推進部	総務部、企画部、観光部、農林水産部	
13	病院経営本部	経営企画部、サービス推進部	2	皮革技術センター、皮革技術センター台東支所、農業振興事務所(中央・西多摩・南多摩各農業改良普及センターを含む。)、森林事務所、島上農林水産総合センター、労働相談情報センター、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター(赤羽校)、城南職業能力開発センター、城南職業能力開発センター(大田校)、城北職業能力開発センター(江戸川校)、城北職業能力開発センター(台東校)、多摩職業能力開発センター(府中校)、東京障害者職業能力開発センター 20
14	産業労働局	総務部、金融部、観光部、農林水産部	4	皮革技術センター、皮革技術センター台東支所、農業振興事務所(中央・西多摩・南多摩各農業改良普及センターを含む。)、森林事務所、島上農林水産総合センター、労働相談情報センター、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター(赤羽校)、城南職業能力開発センター、城南職業能力開発センター(大田校)、城北職業能力開発センター(江戸川校)、城北職業能力開発センター(台東校)、多摩職業能力開発センター(府中校)、東京障害者職業能力開発センター 7
15	中央卸売市場	管理部、事業部	2	豊洲・食肉・大田・足立・世田谷・北足立・多摩ニュータウン各市場 7
16	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7	第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩(奥多摩出張所を含む。)、南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター、奥部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所 16
17	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5	東京港湾管理事務所、東京港建設事務所(高潮対策センターを含む。) 3
18	会計管理局	管理部	1	
19	東京消防庁(注1)	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部、消防技術大会対策本部	9	第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十各消防方面本部、消防学校、消防技術安全所、丸の内・神田・芝・蒲田・矢口・豊谷・杉並・荻窪・池袋・上野・千住・向島・深川・江戸川・三鷹・府中・小金井・清瀬・奥久留米・八王子・町山・志村・練馬各消防署、整備工場、航空隊 37
20	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7	真鶴・日比谷各駅務管区、泉岳寺・高島平各乗務管理所、品川・渋谷・奥町・南千住・深川各自動車営業所、日暮里・舎人営業所、馬込・志村・木場各車両検修場、浅草線・三山線各電気管理所、工務事務所、志村・大島各保線管理所 18

(注1) 各消防署等の監査については、下線の消防署等を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部	事業所	
21	水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改定推進本部調整部、多摩水道改革推進本部施設部	9 中央・東部第...東部第二・西部・南部・北部各支所、千代田・江東・葛飾・杉並・新宿・大山・世田谷・渋谷各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、小川内町水地管理事務所、東村山・登町・朝霞各浄水管理事務所、玉川・小作・三郷各浄水場、東部・西部各建設事務所	29
22	下水道局	総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理課、建設部、流域下水道本部管理課、流域下水道本部技術部	8 中部下水道事務所(空浦水再生センターを含む。)、北部下水道事務所(三河島水再生センターを含む。)、東部第一下水道事務所(砂町水再生センターを含む。)、東部第二下水道事務所(中川・小宮・豊西各水再生センターを含む。)、西部第一下水道事務所(落合水再生センターを含む。)、西部第二下水道事務所(みやぎ・新河岸・浮間各水再生センターを含む。)、南部下水道事務所、森々崎水再生センター、第...基礎施設再構築事務所、第二基礎施設再構築事務所、北多摩第一号・北多摩第二号・多摩川上流・清瀬各水再生センター	24
23	教育庁 (注2)	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部	6 多摩教育事務所、東部・中部・西部各学校教育支援センター、中央図書館、教職員研修センター、教育相談センター、六本木・新館・戸山・浅草・科学技術・江東商業・第三商業・芝原・六郷工科・桜町・千歳丘・芦花・総合工科・富士・狹路・文京・竹台・板橋有徳・大山・北園・練馬・第四商業・星立・星立工業・葛飾野・南葛飾・本所工業・葛飾総合・紀尾川・武蔵・成徳野北・府中・府中西・府中東・農業・拜島・瀧北・野津山・町山工業・小金井北・小平・小平西・小平南・羽村・新島各高等学校、富士・武蔵各高等学校附属中学校、南多摩中等教育学校、北・城西・矢口・小金井・江東・城東・練馬各特別支援学校、町田の丘・青峰・鹿木・水元小八・花畑各学園	67

(注2) 各学校の監査については、下線の学校等を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部	事業所	
24	警視庁 (注3)	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9 中央・久松・三山・藤庄・大崎・大森・本川・目黒・渋谷・野方・狹路・大塚・池袋・西新宿・竹の家・板東・府中・小金井・田無・日野・赤羽・志村・練馬・石神井各警察署	24
25	選挙管理委員会事務局		1	
26	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2	
27	監査事務局		1	
28	労働委員会事務局		1	
29	収用委員会事務局		1	
30	議会局	管理部、議事部、調査部	3	

(注3) 各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

上記のほか、次の財政援助団体に対する実地監査を行った。

所管局	団体
交通局	株式会社はとバス
水道局	株式会社PUC
	東京水道サービス株式会社
下水道局	東京都下水道サービス株式会社

(別添3) 指称事項、意見・要望事項一覧(別別)

局名	No	重点 全庁局別	区分	指称事項名(※は意見・要望事項)
都庁	1	○	その他	※外国人向け交通安全教育動画の有効活用について
都庁	2		契約 (その他)	企画提案方式による契約に基づく事業を適正に実施すべきもの
総務局	3	○	契約 (その他)	契約変更手続を事前により適切に行うべきもの
総務局	4		契約 (その他)	工事実施に当たり、予算執行日の通用、契約手続、積算情報管理などを適切に行うべきもの
財務局	5		財産管理	※著作権の公有財産登録に係る取付事由について
財務局	6		財産管理	※公有財産の価格等の公表について
財務局	7		借税	(隣接する二筆以上の土地に係る同一画地の認定について) (隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきもの)
財務局	8		借税	(隣接する二筆以上の土地に係る同一画地の認定について) (隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきでないもの)
財務局	9		借税	土地の用途の認定を適正に行うべきもの
財務局	10		借税	河地及び土地の用途の認定を適正に行うべきもの
財務局	11		借税	固定資産税(借付資産)の課税を適正に行うべきもの
財務局	12		借税	地籍図やライナーの加筆修正等委託に係る事務処理を適正に行うべきもの
生活文化局	13	○	システム	「東京動画」サイバセキエキリアイ共創チームの只しを行うことと と、実施手順に定めた事項を遵守すべきもの
生活文化局	14		契約 (仕様・積算)	芸術館等の開設時期延長に関する調査委託契約に係る積算を適切 に行うべきもの
生活文化局	15		契約 (その他)	産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの
福祉保健局	16	○	その他	基本協定に再委託に関する条件を適切に定めるべきもの
福祉保健局	17		契約 (その他)	長期継続契約によりパーソナルコンピュータのリース契約を適切 に行うべきもの
福祉保健局	18		財産管理	建設仮勘定に関する適正かつ速やかな会計処理を行うための体制 を整備すべきもの
福祉保健局	19		契約 (仕様・積算)	(「都立病院患者満足度アンケート」の実施について) 積算に用いる数量を仕様で明示し、契約内容において単価や数量 の明示を求めるべきもの
福祉保健局	20		契約 (仕様・積算)	(「都立病院患者満足度アンケート」の実施について) 契約変更金額が算出できるよう契約日遡額を積算すべきもの
福祉保健局	21		契約 (その他)	業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの
福祉保健局	22		契約 (仕様・積算)	利用契約月数に応じたサービス利用料を適切に支払うべきもの
福祉保健局	23		契約 (仕様・積算)	※受託者の事故防止のための対策を講じることに伴って
福祉保健局	24	○	契約 (履行確認)	(整備業務委託について) 整備業務委託における履行確認等を適切に行うべきもの
福祉保健局	25	○	契約 (履行確認)	(整備業務委託について) 整備業務委託における履行確認等を適切に行うべきもの
福祉保健局	26	○	契約 (仕様・積算)	(整備業務委託について) 整備業務委託における履行確認等を適切に行うべきもの
福祉保健局	27	○	その他	各場における通用口を適切に管理すべきもの

局名	No	重点 全庁局別	区分	指称事項名(※は意見・要望事項)
中央卸売市場	28		債権管理	不収金の債権管理を適切に行うべきもの
中央卸売市場	29		契約 (その他)	調査業務委託において予定価格を踏まえ契約事務を適正に行うべきもの
中央卸売市場	30		財産管理	貸付資金積立金の処分を適正に行うべきもの
中央卸売市場	31		その他	公務災害に伴う休業補償命等の積算処理を速やかに行うべきもの
中央卸売市場	32	○	契約 (仕様・積算)	※総合評価方式による整備委託業務の性能要件の確保状況の適切な確認について (単価契約工事について) 単価契約において施工に必要な工種を確認し適正に工事の指配を行 うべきもの
中央卸売市場	33		契約 (その他)	(単価契約工事について) 単価契約において指配等の作成を適正に行うべきもの
中央卸売市場	34		契約 (その他)	委託契約に係る報告書等の作成を適切に行い支払事務を適正に行 うべきもの
建設局	35		契約 (履行確認)	有収実態調査委託を適切に行うため仕様内容の見直しを検討し進 行管理を行うべきもの
建設局	36		契約 (仕様・積算)	産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託の事務処理を適正に行 うべきもの
建設局	37		契約 (その他)	道路巡回点検結果において発見された異常について適切に対応す る仕組みを構築すべきもの
建設局	38		その他	(シンボルアトムパーク公園の建築物に係る調査委託契約について) 調査対象とする建築物を精査すべきもの
建設局	39		契約 (仕様・積算)	(シンボルアトムパーク公園の建築物に係る調査委託契約について) 不要な調査項目等に係る契約変更を行うべきもの
建設局	40		契約 (その他)	(シンボルアトムパーク公園の建築物に係る調査委託契約について) 調査項目等が変更になった場合に変更金額が算出できるよう契約 日遡額を積算すべきもの
建設局	41		契約 (仕様・積算)	(シンボルアトムパーク公園の建築物に係る調査委託契約について) 履行確認を適正に行うべきもの
建設局	42		契約 (履行確認)	工事内容の変更により契約変更を適正に行うべきもの
建設局	43		契約 (その他)	おぼの補償について速やかに方針を定めるべきもの
建設局	44		契約 (その他)	仮設きくろン管理業務委託において実施した業務の対価を支払 うべきもの
建設局	45		契約 (その他)	交通管理者との協議を適時に行う目的に於いた基本設計の成果 物を提出させるべきもの
建設局	46		契約 (その他)	遅延違約金の算出を適正に行うべきもの
建設局	47		契約 (その他)	確認体制を強化・徹底するなどにより、適正な積算を行うべきもの
建設局	48		契約 (仕様・積算)	災害時支援ボラティアの現状を調査するとともに、実効性を保 証するよう適切に指導すべきもの
建設局	49		その他	災害時緊急手当医薬品の調達を適切に行うべきもの
建設局	50	○	契約 (その他)	収入測定金額の確定及び帳票類の取扱いを適正に行うよう指導す べきもの
建設局	51		契約 (その他)	寝具類の貸借契約を適正に行うとともに、単価契約の事務手続 に係る指導を強化すべきもの
建設局	52		契約 (履行確認)	自動車営業所管理委託の適正かつ効果的な業務遂行を確保する べきもの
建設局	53		契約 (その他)	地下鉄駅構内の防災設備に係る維持管理を適切に行うべきもの
建設局	54		その他	地下鉄駅構内の防災設備に係る維持管理を適切に行うべきもの
建設局	55	○	その他	※災害時における都営地下鉄利用者の一時保護対策について

局名	No. 全庁局別	重点 全庁局別	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）
水道局	56	○	契約 （その他）	（水道緊急工事（維持補修工事）の実施について） 「調査カード」に受付日等の記載や取扱書類の添付を適切に行うべきもの
	57	○	契約 （その他）	（水道緊急工事（維持補修工事）の実施について） 組織決定を行った上で、工事進捗に係る業務を行うべきもの
	58	○	契約 （その他）	（水道緊急工事（維持補修工事）の実施について） 緊急性を適切に判断した上で緊急工事を実施すべきもの
	59	○	契約 （その他）	（水道緊急工事（維持補修工事）の実施について） 緊急工事に係る事務手続を適切に判断するとともに、事務手続を適正に行うべきもの
	60	○	契約 （その他）	（水道緊急工事（維持補修工事）の実施について） 工事の完了予定日を超過する場合には、受付処理遅滞に理由を記録すべきもの
	61	○	契約 （その他）	（水道緊急工事（維持補修工事）の実施について） 水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）における完了検査を適正に行うべきもの
	62	○	契約 （履行確認）	（水道緊急工事（維持補修工事）の実施について） 水質検査を行ったことが確認できる書類を求めた上で、完了検査を行うべきもの
	63	○	契約 （履行確認）	（水道緊急工事（維持補修工事）の実施について） 給水管前震動化工事に係る発注方法について支所に対し指導すべきもの
	64	○	契約 （その他）	（水道緊急工事（維持補修工事）の実施について） 突発的な小規模工事に係る発注方法及び発注整理作成について支所に対し指導すべきもの
	65	○	契約 （その他）	（水道緊急工事（維持補修工事）の実施について） 水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）における完了検査を適正に行うべきもの
66	○	契約 （履行確認）	（水道緊急工事（維持補修工事）の実施について） 契約変更に伴う事務手続を適正に行うべきもの	
67	○	契約 （その他）	（水道緊急工事（維持補修工事）の実施について） ※リーナス契約の事務処理について	
68			財産管理	（公共水前への水雑物の流出防止について） 流出解却と実施設計を要する分水孔であるかを適正に判断すべきもの
69	○	契約 （その他）	（公共水前への水雑物の流出防止について） 前掲条件を確認の上で実施設計を発注すべきもの	
70	○	契約 （その他）	（公共水前への水雑物の流出防止について） 工事変更やマニュアルに定められた手続を適正に行うべきもの	
71	○	契約 （その他）	（その他） 工事の一時中止に伴う基本計画書にある受託者の業務の承認を適切に行うべきもの	
72	○	契約 （その他）	（その他） 受託者に対し適時適切な指導を行えるよう改めるべきもの	
73			（仕様・積算） 語学研修における業務委託契約について契約及び支私事務を適正に行うべきもの	
74			（その他） 図書館管理業務委託における履行の承認や受託者の指導、監督等（履行確認） 適正に行うべきもの	
75			（仕様・積算） 語学研修における業務委託契約について契約及び支私事務を適正に行うべきもの	
76			（履行確認） 検査を適正に行うべきもの	

（別表4）指摘事項、意見・要望事項一覧（区分別）

【債権管理】

No. 全庁局別	重点 全庁局別	指摘事項件名	局名
28		未収金の債権管理を適切に行うべきもの	中央卸売市場

【租税】

No. 全庁局別	重点 全庁局別	指摘事項件名	局名
7		（隣接する二筆以上の土地に係る同一画地の認定について） 隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきもの	主税局
8		（隣接する二筆以上の土地に係る同一画地の認定について） 隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきでないもの	主税局
9		土地の用途の認定を適正に行うべきもの	主税局
10		画地及び土地の用途の認定を適正に行うべきもの	主税局
11		固定資産税（償却資産）の課税を適正に行うべきもの	主税局

【歳入（その他）】

No. 全庁局別	重点 全庁局別	指摘事項件名	局名
47		遅延滞納金の算出を適正に行うべきもの	東京消防庁
51		収入滞り金額の確定及び帳票類の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの	交通局

【契約（仕様・積算）】

No. 全庁局別	重点 全庁局別	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局名
14		美術館等の開館時間延長に関する調査委託契約に係る積算を適切に行うべきもの （「都立病院患者満足度アンケート」の実施について） 積算に用いる数量を仕様に明示し、契約内訳において単価や数量の明示を求めらるべきもの	生涯文化局
19		（「都立病院患者満足度アンケート」の実施について） 契約変更金額が算出できるよう契約目途額を積算すべきもの	病院経営本部
20		（「都立病院患者満足度アンケート」の実施について） 契約変更金額が算出できるよう契約目途額を積算すべきもの	病院経営本部
22		利用実績月数に応じたサービス利用料を適切に支払うべきもの	産業労働局
23		※受託者の事故防止のための対策を講じることについて	産業労働局
26	○	（警備業務委託について）市場やマニュアル記載事項の差異な実施について ※総合評価方式による警備業務の性能要件の確保状況の適切な確認 について	中央卸売市場
32	○	（警備業務委託について）市場やマニュアル記載事項の差異な実施について ※総合評価方式による警備業務の性能要件の確保状況の適切な確認 について	中央卸売市場
36		看板実態調査委託を適切に行うための仕様内容の見直しを検討し進捗管理 を行うべきもの	建設局
39		（シンボルプロムナード公園の建築物に係る調査委託契約について） 調査対象とする建築物を精査すべきもの	港湾局
41		（シンボルプロムナード公園の建築物に係る調査委託契約について） 調査項目等が変更になった場合に変更金額が算出できるよう契約目途額 を積算すべきもの	港湾局